

1) 開会

事務局

本日は大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第1回重要文化的景観保存活用検討委員会を開催いたします。それでは、開会にあたりまして近江八幡市総合政策部理事の嵐からご挨拶を申し上げます。

【嵐理事挨拶】

2) 委嘱状交付

3) 委員長・副委員長選出

事務局

次に委員会の成立についてですが、本委員会は近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会設置要綱第3条第1項の規定により10名以内の9名で構成しております。

本日全委員数に対し、現在のところ6名、あと遅れまして2名の委員の方が参加されることから、合計8名の出席をいただいております。半数以上の出席によりまして、近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会設置要綱第6条第3項の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

次に委員長及び副委員長の選任に移りたいと思います。近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会設置要綱第5条第2項により、委員の互選によって会長の選任となっております。選任の方法につきまして、どのようにさせていただたらよろしいでしょうか。

委員

事務局に一任でいかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。事務局案といたしましては、金田委員に委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

(異議なし)

事務局

それでは皆様の拍手を持って承認に代えさせていただきたいと思います。

金田委員長、よろしくお願いいたします。

副委員長について、金田委員長からご指名いただく形でよろしいでしょうか。

金田委員長、副委員長の指名をよろしくお願いいたします。

委員長

副委員長は濱崎委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

(異議なし)

事務局

ありがとうございます。それでは濱崎委員、よろしくお願いいたします。  
(金田委員長、濱崎副委員長席移動)

#### 4) 審議事項

事務局

以後の議事進行につきましては、近江八幡市重要文化的景観保存活用検討委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、金田委員長よろしくお願いいたします。

委員長

それでは、次第に従い、進めます。

本日は審議事項1件と報告事項5件の合計6件の案件がございます。順番にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、審議事項に入る前に、新しく委員になられた方々もいらっしゃるということです。重要文化的景観「近江八幡の水郷」の概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局

重要文化的景観「近江八幡の水郷」について、概要を説明いたします。別紙の資料①、②をご覧ください。

まず文化的景観とは、文化財保護法第二条の定義として、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」のことを指します。その中でも、地域の特色を示す代表的なものや他に例を見ない独特なものとして国が選定したものが、「重要文化的景観」です。

「近江八幡の水郷」は、伝統的な地場産業であるヨシ生産に代表される、琵琶湖の内湖（西の湖とその周辺）と共生する暮らしを伝える重要文化的景観であり、平成18年1月、全国第1号として国の選定を受けました。その後、3度の追加選定を受けて、現在は資料①にあるとおり水郷・ヨシ地・集落・農地・里山を含む約579.8ヘクタールが景観範囲として選定されています。

次に資料②をご覧ください。この地図は、「近江八幡の水郷」内における「重要な構成要素」の位置を示したものです。構成要素とは、「文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素のうち、所有者などの同意を得て、保存活用計画に特定されたもの」を指し、形態や意匠などが独特又は典型的で、技術や素材といった点からも明らかな固有性を持つものがこれにあたります。

「近江八幡の水郷」では、域内に所在する景観構成要素のうち、文化的景観保存調査の結果、歴史的特性および社会的特性の観点から、9件の建造物および4件の水域等の土地の合計13件を重要な構成要素として特定しています。なお、建造物に関しては、これまでに西願寺本堂、寶珠寺本堂、清見寺本堂、西村家主屋の4件において保存修理が実施されています。

以上が、重要文化的景観「近江八幡の水郷」の概要となります。

委員長

ありがとうございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。  
よろしいでしょうか。  
それでは早速審議に入らせていただきます。審議事項は、令和7年度事業として計画されている「重要構成要素第3号 清見寺本堂の修理工事」についてです。事務局から事業計画の説明をお願いします。

事務局

説明事項に入る前に、まず、事前にお配りしています資料の確認をお願いします。本日追加資料として、委員名簿、委員会設置要綱、近江八幡市重要文化的景観整備事業補助金要綱をお手元に配布しておりますので、ご確認ください。

まず、資料①が審議事項（1）令和7年度事業 重要構成要素第3号「清見寺本堂」修理工事について、資料②が報告事項（1）重要構成要素第9号「船大工小屋」の滅失について、資料③が報告事項（2）重要文化的景観選定地区内における開発・事業案件について、資料④が報告事項（3）「近江八幡市屋外広告物条例」の追加事項について、資料⑤が報告事項（4）令和5年度事業「近江八幡市重要文化的景観選定地区ヨシ地保全事業補助金」についてとなります。資料の不足等ありませんでしょうか。

では、審議事項（1）として、『令和7年度事業 重要構成要素第3号「清見寺本堂」修理工事』について、説明いたします。資料①をご覧ください。

まず清見寺は、市街地の北部、円山町西部の山裾に位置し、僧貞安開基の伝承を持つ浄土宗寺院です。本堂は、正面五間、側面二間半、入母屋造一重、茅葺で前面・東側面の切目縁は棧瓦葺、屋根裏から発見された棟札4枚から、享保2年（1717）の建立であることが分かっています。「近江八幡の水郷」の中で2棟しか残っていないヨシ葺建物の1つであり、景観上非常に重要な建物であります。平成24年にはヨシ屋根を中心に外観がかなり傷んでいたことから、ヨシ屋根・瓦葺き屋根の全面葺き替え工事を含み、修景を伴った保存修理を実施しました。

現在の本堂屋根における現状については、資料①の4から6ページ、建物の図面は7から12ページをご覧ください。

本堂大屋根部分の茅葺屋根（材料はヨシ）が、ご覧のようにヨシ材の屋根の劣化および破損が著しいことがお分かりになると思います。これは経年による劣化に加えて、特にカラスと思われますが鳥によるヨシ材の抜き取りと、イタチなどの小動物による破壊などの影響を受けてのことであると思われます。屋根は4つの面全ての状態が悪化しています。また、大棟部分の杉板や竹などの材も、写真のように抜け落ちといった破損が著しい状況です。これも経年の劣化や小動物によるものと思われ、損傷が激しい状態であります。

今回、所有者である清見寺が現状破損している部分の損傷拡大を防ぐため、差し屋根や大棟の修理を行う旨市に相談があったため、市は文化庁、滋賀県に相談をしたところ、国庫補助事業として採択の方向で協議をさせていただき、修理事業として進めることとなりました。

今回の修理工事では大屋根部分のヨシの破損と劣化について、南西面・北東面・北西面において全面的なヨシの差し屋根修理を実施し屋根の保存を図ります。差し屋根に伴うヨシ材の締め直しを行った上で大棟の杉板や竹といった部材の改修、棟の締め直しなどの修理も併せて行います。

なお本事業は、宗教法人清見寺が主体となり、市が国庫補助金を得て、「近江八幡市重要文化的景観整備事業補助金」事業として実施する計画です。

以上で、審議事項（１）についての説明を終わります。

委員長

ただいま清見寺本堂の状況説明と、事業計画の概要を説明していただきましたが、何かご質問あるいはご意見はありますか。  
市の方で、何かカラス等の鳥に関する対策などは取られているのでしょうか。

事務局

カラスの対策というのは全く取れていないという状況ではあります。鷺の被害も発生しており、枝を切るなどの方法もありますが、現状近江八幡市として具体的な対策は立てられておりません。

委員

先ほどの話の中で、以前は棟のところに板目瓦の平らなものが載っていたということでしたが、今回はそれには触らず、このまま行くということですか？それとも元の形に戻すということでしょうか。

事務局

先ほど申し上げました通り、従前は板目の瓦が載っていたのですが、実は平成24年に実施した修理の際に、後世のものであることが分かりました。そのため、今回も瓦の葺き直しということは行わない方向性で考えております。  
この点については、前回修理の際も、委員の方々にご指導いただいたという経緯がありますが、やはり現状の本堂の姿が元来の形ではないかということから、今回杉板、杉皮を竹で押さえる形で修理を行う方向性であります。

委員

修理を実施する業者は、指定された業者なののでしょうか。

事務局

修理業者については、入札の方式を取る形で考えており、担当課としては、ヨシが葺ける業者ということで条件を出すという形になるかと思えます。

委員

近隣にはどの程度該当する業者がいるか、凡その見込みはあるのでしょうか。

事務局

ヨシ葺を扱う業者は非常に少なくなっており、市内で1軒、その他長浜市辺りで1軒あるという情報は伺っておりますが、まだ確認には至っていません。

委員

このように文化的景観の重要な建物を修理を実施する業者について、文化庁などで業者を指定、登録されているということはあるのでしょうか。

オブザーバー  
(文化庁)

文化庁の方では、そこまでは限定しておりません。おっしゃるように重要文化財などですと、そういった施行業者の条件をつけていくということはあるのですが、そういったところも含めて市の方に委ねているという状況になります。

委員長

ありがとうございます。他にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

委員

2つ質問事項があります。  
まず1つ目は、一般的な質問になるのですが差し屋根修理は回数として何度も行えるものなのか、という点です。また、清見寺本堂の場合以前の修理から12～13年ほど経過した段階で、今回の事業を実施する形となっていますが、差し屋根は一般的にどの程度持続できるものなのか、を教えてくださいたいです。

委員

一般的な民家の場合、ヒーターなどを用いると状況が異なってきますが、ヨシ屋根で40～50年、この年数の間に2回程度差し茅を行うことが出来るケースが多く見られます。  
もちろん山陰で湿気が多く、建物の建つ条件が悪い場合は屋根材の耐久年数が短くなりますし、日当たりの良い場所であれば、左の面の屋根は持ちがいいことが多いです。  
大きな流れとしては全体的な耐久年数としては40～50年で、その間に2回程度差し茅でカバーが出来るというイメージかと思います。  
ただし、耐久年数を超えても無理やり維持するところや、2回だけではなく何度も差し茅を行って維持している所もあります。

委員

ありがとうございます。  
今回の事業は従前の修理から経過年数が短い中での修理ではありますが、その原因はどのようなことが考えられるのでしょうか。  
また、2つ目の質問として、修理に対しても費用を負担される所有者や檀家の方々などがいらっしゃると思いますが、どのような考え方から今回修理を行う形となったのか、その点の補足をお願いできればと思います。

事務局

差し替え関係の状況は、先程もあったように５０年程度を念頭に考えるのが通例といったところですが、近年は２０～３０年程で痛みといった損傷がみられる事例が多くなっており、その合間で差し屋根を実施していかなければ対応できないのではないかと感じております。

また、数年前から急激に市内に所在するヨシ屋根の文化財建造物における痛みが早く確認されるようになってきていることも、現状としてございます。

この原因については、まだ解明されていませんが、差し屋根に使用した材料の状況であるとか、鳥類とか小動物の状況なども大きく影響しているのではないかとみております。そのため、短い期間で差し屋根を実施するという状況に持っていかがるを得ないのではないかと考えております。

地元のお寺の状況については、大屋根のヨシ材が痩せてきておりますので、差し屋根を実施し、屋根に少し膨らみを持たせて、数年は維持をしたいという希望は、地元の方から担当課の方に申し出がありました。ですので、今回差し屋根修理を行い、本堂の屋根に係る影響を最小限にしていきたいという考えを、ご住職を含め、役員の方々は共通認識としてお持ちであったことから、事業化としての要望があったものだと考えております。

委員長

ありがとうございます。他にご意見等はございますでしょうか。

オブザーバー  
(文化庁)

現場を拝見する中で話が出ていたかもしれませんが、記憶が定かでないのもう一度確認させていただきたいです。

冒頭に事務局からも話があったように、茅の需要が減少していることや、ヨシ産業の担い手が減っていく中で、こういった事業を続けていくことが非常に大事になっているかと思えます。

けれども、清見寺の現場で西の湖産のヨシを使うのが難しいのかどうか、もしくは業者がいなかった話があったように思うのですが、今回の修理で地元産のヨシを使うサイクル、あるいは人を育てるサイクルを作っていけるものなのか、そうでないならばどのような点に課題があるのかということについて伺います。

事務局

地元のヨシを使うのが本意である、ということは申し上げました。

しかし、そのヨシを使用するという形になると、業者が限られるという懸念もあるため、なるべく西の湖産を使用するという形で、発注等の作業を行う予定です。そして、ヨシ以外の茅といった材については使用することを考えておりませんので、ヨシ材を用いるという方向は事業の中で必ず押さえていきたいと考えております。

次に地元のサイクルの創出、つまり地元のヨシが使えるような形に持っていかないかという点について、現状ヨシ生産については、特に円山町のヨシ群落保全団体と旧安土町の佐々木ヨシ生産組合が、その周辺の民地の部分を含め、この2つの所が屋根に使うためのヨシとして利用されている状況です。

円山付近のヨシは、これまでヨシの質が異なっていたため、屋根には使用していませんでしたが、近年は屋根にヨシを葺く場合は、一部を刈り上げて使用している状況も把握しています。

そうなった場合、業者が特定されていくという状況となるため、現状の業者がそのまま使い続ければ、問題なく使用でき、佐々木ヨシとして生産されたものが違う業者で購入されれば、屋根として活かすことができます。

しかし、ヨシの商品化の状況というものを捉えなければ、地元のサイクルに繋がらないため、今後の課題として検討すべきだと考えています。

オブザーバー  
(文化庁)

ありがとうございます。今回、その所有者事業ということもあると思います。それは、主として入札の方式に準じるような形として実施されるということがベースにありながらも、やはり文化的景観はその物として、ヨシであれば良いということでもない、という点に価値があるようにも思われますので、今回保存計画が手元にないのですが、そういったことがしっかりと要点としても説明がつくように計画の中に関連する文言があるような状態を作っていくということや、あるいは所有者さんの事業ですので、その意向をうまく反映できるような、そこは民間の取り組みというところで整理できる部分もあるのではないかと思いますので、一つ一つの事例で、そういったサイクルを生み出していくための試行錯誤というものをやっていただいて、また次に活かしていただけるとありがたいなと感じております。以上です。

委員長

今すでに調査官の方からまとめていただいておりますが、所有者事業であるし、その所有者の意向も確かにお聞きくださっているけれども、基本的に地元でのそういう維持再生のサイクルができるような方法を模索してもらえないかということがご意見としてありますので、その点につきましても、引き続き検討をよろしく願いいたします。他にご意見等、何かございませんか。

委員

先ほどの調査官のご意見は、非常に重要だと思います。けれども、この清見寺だけの話じゃないかもしれないと思って聞いておりました。沙沙貴神社も含めて、全体的に西の湖やヨシ地との繋がりを再生していく、というある種の街ぐるみとしての景観の育成というか、守り育てていくという考え方を、これまでよりも大事にしていくということが必要なのかな、と思いながら聞いておりました。なので、ぜひ今回の事業を1つのモデル的な形にさせていただいて次に繋げていくという形で、ぜひ検討いただけたらいいのかなと思っております。

委員長

ありがとうございます。他にご意見等ありましたらお願いいたします。

委員

皆様と同様で、やはり文化的景観というのはヨシが生えていてそのヨシを買い、それをまた加工してっていうような一連の流れの中であるものだと思うので、ぜひとも調査官からご提案いただいたような形で地元との、これをきっかけにヨシの生息生育状況などが良くなるですとか、職人さんであるとか、そういう方がやはりある程度その人数が確保できるような、そういう風なことも考えながらやっていただけるといいな、と思いました。以上です。

委員長

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。  
そうしましたら、ただいまのご意見、急に上手くできるものではありませんが、そういう方向を模索しながら進めたいということ、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 5) 報告事項

委員長

それでは、報告事項に入らせていただきます。  
報告事項の1番目は、「重要構成要素第9号「船大工小屋」の滅失について」ということでございます。事務局から説明をお願いします。

報告事項（１）「重要構成要素第9号「船大工小屋」の滅失」について説明いたします。資料２の１３から１８ページをご覧ください。

まず、船大工小屋は別紙②白王町の⑨に位置する、田舟を製造していた木造平屋建、土蔵造、棧瓦葺の小屋であり、かつて水郷地域で日常的に使用されていた産業や交通手段の船に関連する建物です。元々は白王町の湖岸に接近して多数あった建物の一つでしたが、当重要文化的景観選定時には唯一、地区内に残る建物となっていました。本建物については、平成１９年の第3次追加選定の際に重要構成要素として認定されています。

滅失までの経緯といたしましては、まず令和３年頃に所有者が建物の風化、維持が困難であり修理費用の捻出が難しいといった点から、解体の意向を当時の文化観光課に相談に来られました。その際、当時の担当者より重要構成要素であることから解体除却を前提とした相談を受けることは難しく、保存を含め利活用を検討いただきたいと回答し、委員長をはじめ個別に委員の先生方に相談を行い、クラウドファンディングといった考え方も提示しました。しかし、所有者の理解を得られない状況のまま、建物を放置する形となりました。そして、令和５年９月２０日、所有者は自然崩落等による事故の発生を危惧され、現状変更の届出といった必要な手続きを経ないまま、小屋を取り壊されました。

従前から懸案事項としていた案件であったにもかかわらず、所有者との連絡や現状確認などを怠った結果、市担当課が建物の滅失の事実を確認したのは、約１０か月を経た令和６年７月１６日でありました。

本件については、事実確認を行った後、文化庁、滋賀県、金田委員長を含む委員の先生方と協議を行った上、滅失および現状変更に係る必要書類を文化庁宛に提出しております。

今後このような事態を決して引き起こさないよう、対応方法や再発防止策についても検討いたしました。

船大工小屋については、調査時の立面図および平面図などが確認できており、写真などの画像データや紙媒体資料などの内容を集約したうえで、記録保存を徹底し、適切に管理を行ったうえで、今後情報の共有が可能となるよう、方針を考えてまいります。情報や価値の共有の仕方は様々ですが、その一案としてデジタルを含む将来的な復元も検討していきます。

なお今後の方針といたしましては、重要構成要素の所有者及び管理者との情報共有や構成要素の状態確認をこれまでよりも密に実施するとともに、何らかの事案が発生する前、または発生した場合であっても、適切に補助制度等の周知の徹底を図るほか、現行の制度の範囲内において、活用も含めた内容を検討してまいります。

以上で、報告事項（１）についての説明を終わります。

委員長

船大工小屋が滅失の状況になった、という事実をご説明いただきました。  
何かご質問などございましたら、お願いいたします。  
所有者の方から、利活用の方法が見つからないという話を聞きましたので、そういうことが非常に大きな要素になるのだと思います。けれども、やはり今事務局から話がありましたように、連絡を密にして、その価値を理解していただいて、利活用することができる方向というものを模索していただくという形が、極めて地味ですけれども重要なものだろうという風に思います。  
その他、何かご質問やご意見はございますか。

委員

行政の面から一言だけ申し上げます。重要な建物や、それ以外でも解体を行う際には申請をしなければならないという、建築課の届け出の方で「リサイクル法」というものがあります。先ほどの重要文化的景観の説明の中で、構成要素は十数件程度であるとのことでしたので、しっかり行政間の中でも連絡調整をしていただいて、急に解体などの意向が出てきたということであれば、その時点で色々な策で止められるのかなという風に思います。  
最終的には利活用をしていくための情報共有をきちんと行い、建物を残すということだと思うのですが、その間の過程の中でストッカー的な役割になるのであれば、活用を検討いただきたいと思いますので、またそちらも担当部局と協議していただければと思います。

オブザーバー  
(文化庁)

今回なくなった船大工小屋というのは、その資料2の13ページにあるように唯一性の高い建物で、本日の現地確認でもその重要性がよく分かりました。けれども、建物近くに水路があって少し離れているけれども内湖があるという立地で、その奥に集落があってというようなことで、小屋のすぐ前が内湖だった時代ですとか、その後内湖が縮んでいっても、水路に非常に近いような状況にあるというような、その建物が何を伝えるかということもあれば、建物がその環境や歴史を伝えているという面もあるので、現地を見てなおのこと、すごく大事なものをなくしてしまったなという風に感じました。本当に残念なことです。

今回、事務局からご説明いただいたのは、記録保存についてのみでした。けれども、ここで申し上げてよいのかわかりませんが、届け出の際には再発防止策は記録保存だけではなくて、委員会がコロナ禍もあったとはいえ、やはり開催ができていなかったということや、建物がなくなってから10ヶ月も経った上で滅失に気づいたというような状況もあって、担当課として定期的にその現場を確認していくような仕組みづくりといった事柄にも言及がありました。

そういう意味では、本日はそういった具体的なスケジュールやその方策について、資料などを用いて委員の先生方にお諮りしてくださるのかなと思って期待をしていたのですが、そういう意味では資料もなかったということは非常に残念に感じているところです。

来年度も含めですね、記録保存についても、今回は具体的なその進め方やスケジュールのご説明がありませんでしたが、その記録保存や委員会開催、モニタリングのあり様などについては、良いご提案があったという風に受け止めておりますので、この場でも委員の方々のお知恵を借りて、より良いやり方で具体的な策を実施していただきたいというふうに思っておりますので、引き続きこのことを踏まえた改善を図って、この場でも議論していただきたいというふうに考えております。

委員長

ありがとうございます。

現実に、この船大工小屋につきましては、所有者はずっと同じ方だったわけですので、その方にきちんと建物の持つ意義の説明が十分に届いていなかった可能性があります。また、それが届いていたとしてもしばしば起こる一番大きいケースは、所有者が世代交代をしてしまい、その所有者が血族でちゃんと所有を受け継いでも、そこに住んでいないという方で、その建物の意義がわからないであるとか、理解してもらえなかったというケースが一番多いと思います。この2つの場合を想定しながら、重要な構成要素の維持を続けられるよう、建物のもつ意義などを伝えられるような何らかの方策で実施しだすのが一つの方法だと思います。

他に何かお考えがございましたら、お聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

調査官の方からお話もありましたが、次回の委員会の際にこういった形で進めるかという点を事務局より提案していただいて、それを元により良い形にできればよいと思いますので、その方向性にさせていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

オブザーバー  
(滋賀県)

改めまして、滋賀県といたしましても十分な指導が行き届かず、このような事態となってしまったことは残念なことであり、先生方にもお詫びを申し上げたいと思います。また、記録保存といった方法を取るしか仕方がないのですが、しっかりと建物自体の図面は先生に場所などを伺って頂戴するということですが、その他に色々な写真などがあると思うので、そういうものも出来る限り集め、どうあってどう活用、どういう施設として使用されていたのか、ということもしっかりと伝えていけるような体制づくりを行っていただきたいなと思いますし、その行動が地域の中でこういうものが大事だということが認識していただける契機になるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員

資料16 ページのですね、説明文の一番下に「船大工の資料等も残されている」と書いてありますが、これ資料は今どこかにあるのでしょうか。ただ、そんなに沢山あったような記憶がないのですが、船商いの観察とか、そういうのは残っていたような気がしています。それらもまとめて無くなってしまったということでしょうか。

事務局

大変申し訳ありませんが、そういった資料も無くなってしまったということになります。

委員

利活用のところで、今回クラウドファンディングということも提案されたということが正直な部分になると思うのですが、こういった場合にやはり第三者で中間的な支援ができるような組織があれば、もしくはそういう NPO などは近江八幡市も色々あると思いますので、そういう所にここが困っているという情報が伝われば、別の組織が利活用を考えますというようなことが出てきた可能性もあったのではないかと思います。

そもそもクラウドファンディングの活用を所有者にお願いする、ということ自体が難しかった可能性があって、じゃあその時に誰がどういうふうに手を差し伸べられるのかという点の情報発信と言いますか、うまくマッチングするような方法を今後考えていくということは、ここだけの話じゃないですけど、いろんなところで必要になってきますし、そういったことを考えなければならないなと感じましたので、私も次回までにそういった事例を調べてみたいと思います。

委員長

クラウドファンディングの場合は、それを扱う業者さんがいるのですが、その場合は大体20%程が業者の取り分として取られるというのが一般的ですね。

ですから、クラウドファンディングみたいなものを活用するとすれば、市の方でそういう窓口を作って、例えばふるさと納税みたいなシステムで文化財の保存活用に向けてのことだということを明示して、システムを構築するというのが、直接的には一番早い方法だと思います。

それをやってくれるような、ボランティアでやってもらえるような団体があれば、こういった窓口を作ることが可能になってくるのですけれども。参考になるかどうか分かりませんが、情報共有をいたします。

そうしましたら、この案件については次回の委員会で具体的な再発防止策を諮る、ということといたします。

委員長

報告事項の2番目に移ります。「重要文化的景観選定地区内における開発・事業案件について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告事項(2)「重要文化的景観選定地区内における開発・事業案件」について、3件の案件を順番に説明いたします。まず、資料3の19～20ページをご覧ください。  
こちらは、現状具体的な場所などは提示されていませんが、ラコリーナ前の道の東側にある200㎡程の農地でホップ栽培を計画されている案件です。ホップは多年生の草本で、越冬する根茎から毎年つるを生やします。春から初夏にかけて、つるは急速に成長し、6月末までに最終的には5～7mほどの高さに到達します。8月から11月頃にかけて収穫時期となり、その後は伸びたつるなどを処理し、支柱などが残ります。19ページがポップの生育時、20ページが枯れた状態の参考写真です。

本件については、ホップは農作物であり、栽培に関して何らかの規制をかけることは難しいが、支柱の高さについてホップと同等の規模とすること、金属製よりも木製の支柱が好ましいこと、栽培場所を道路沿いから見えにくい土地で検討いただくことなどを事業者には提示し、現在協議中です。

本件につきまして、委員の皆さまからのご意見を頂戴したく存じます。

次に、資料3の21～23ページをご覧ください。こちらは、ラコリーナ前にある近江鉄道バス長命寺線「北之庄ラコリーナ前」バス停について、令和6年4月に屋根やベンチといった新たな待合所を建設された案件です。委員の方々とも個別に協議を行った上で、公共性のある形で進められている案件であり、規制は難しいが、周囲の自然と調和するような形とすること、シンボルツリーについては当初洋風の檜を用いるという案が提示されていましたが、外来種ではなく郷土種といった周辺環境に自生する樹木を用いるべきといった意見を事業者にお伝えし、停留所が建設された状況です。

続いて、資料3の24ページをご覧ください。こちらは、ラコリーナ北側の土地において、農家レストラン等を建設する計画が生じている案件です。現状、農作物を育てる予定の田地を畑地とするために土砂の流入が行われ、土壌が以前より盛り上がった状態ですが、事業者の変更などにより従前の建設計画は白紙となったまま、進展しておりません。今後、当該地において新たに計画等が提出される可能性もあります。その際には改めて報告及び相談をさせていただきたいと考えております。

以上で、報告事項(2)についての説明を終わります。

委員長

3件の開発・事業案件について続けて説明をしていただきましたが、何かご質問・ご意見などありましたらお願いします。  
まずはホップですが、ホップは背が高いですね。

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員              | これは、地ビールとかそういうものを目指しているということなのでしょうか、それともただ単に植物として育てたいということなのでしょうか。                                                                                                                                                                                                          |
| 事務局             | 本案件の業者に話を伺った際、最終的には地ビールの的なものを考えたいというお話ではありますが、まずはこの場所で生育できるかという点と収穫できるかという点を、当初のお話としては伺っていた状況であります。                                                                                                                                                                         |
| 委員長             | <p>このホップ農園というのは、オーストラリアとかイギリスなどに多くありますけれども、ともかく思いのほか背が高いです。</p> <p>ポップ自体は農作物でもありますし、覆い屋根などもなく路地で栽培しますから、それ自体に問題があるというわけではなく、やはり背が高いことで視界を完全に遮ってしまうのです。やはり一番大きな問題があるとしたら、その視界を遮るという点かと思います。</p> <p>オーストラリアで一番多いところはタスマニア島ですけども、全然景色は見えませんね。ポップの栽培されていないところしか見えないという状況です。</p> |
| 委員              | このホップを作りたい場所は、もともと水田だったところなのでしょうか。従来の土地の利用状況と、土地を盛土してホップするのか、水田ならばその形を活用して事業を実施されるのか、その辺り何か分かってる範囲で教えていただきたいです。                                                                                                                                                             |
| 事務局             | 現状具体的な事業計画範囲なども出てきていない状況であり、ホップをこの辺りで栽培したいというお話程度であり、具体的な範囲などは分かっておりません。                                                                                                                                                                                                    |
| 委員              | ありがとうございます。確かラコリーナ前や付近は水田が多いので、水田をホップにした際に、水田には戻せなくなってしまう可能性があることが気になりました。そしてそこに盛土を行うと、もしホップがうまく栽培できなかった場合に、例えば3年事業を行ったがダメになった時に元の土地利用が行えるのか、といったところが気になりました。                                                                                                               |
| オブザーバー<br>(文化庁) | お話を伺って、まだ調整中ということですけども、この地域で見えづらい場所ってというのがあんまり想像できなくて、結局そういう風に言うことで、ここではちょっと作れないなということで、出て行ってもらうってということなのか、あるいはその見えづらい場所ってというのが山裾とかですかね。そういうところに誘導していきたいということなのか、あるいは今さっきおっしゃったように道沿いじゃなければ良いとした時に、じゃあどの辺であつたら道沿いではないと判断するかが非常に難しいなという風に感じています。                             |

もし戦略や、こういう所であれば立地しても良いのではないか、というようなことがあれば教えていただきたいですし、文化的景観の側面だけではなくて、こういった開発関係で行くと、今も見えなくなるという話があったので、重要な眺望点ですとか、眺望ラインとなる道路とか、そういうものを計画に位置づけて整備していくという方法が取られたりすると思いますけれども、そういう手法や計画が現状あるのかどうかというようなことをお伺いできればと思います。

事務局

現在、そういった計画というのは特にない状況です。  
また、先ほど申し上げましたように、この事業が実施できるのかどうか、という案を事業者側が担当課に示してきた状況であるので、今後その点も含めどこまでの規模になるのかというのも、調整していかなければいけないと思います。  
委員の方々から眺望のお話も伺ったので、それも含めて具体的に計画が上がってきた際には、もう一度その状況を加味して協議をさせていただきたいと思っています。

オブザーバー  
(文化庁)

2週間ほど前に、円山町の西六商店さんのところに茅刈に伺った際、ラコリーナの方まで歩いたのですが、言ってしまうと全部眺めが良いというか、どこも見える、見えないところ、見えづらいところと言われたら、業者もどこであれば良いのか、という点でとても困るのではないかと考えています。

恐らく近江八幡市内にホップの畑があることは、良いことというかウェルカムなんじゃないかと思った時に、こういうところだったらいいですよという代替案を提示するなど、何か良いお付き合いの仕方があるのではないかという気もしました。禅問答みたいになってしまうと、結局業者側は市の指導助言にすごく不満を抱いていくし、市としても変な提案が来ると困ってしまうわけですね。

なので、もう少しこういう委員会の場合ですとか、景観審議会などで前向きにこういうところだったらいいじゃないかというような提案などができるのであれば、その方が生産的かなという気もしました。

委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員

近江八幡市の中で「風景計画」というのがありまして、そういった中で検討する機会はあるかと思うのですが、まず1つは、今日私が初めて参加させていただいたのですが、この文化的景観を保存することに対して、その中のことを保存するために検討しようっていうのか、先ほど言っていた眺望も含めて景観という観点で検討しているのかということを、私の中でどちらかが絞れていない状態ですが、確かに眺望景観という観点でよく言われる視点場や先ほど挙がっていたラインですとか、そういったところで視点の高さから見て、どのような眺望になるのかというところを全て確認するのは大変難しい話だと思います。

けれども、次の議題で出てくるのですが、屋外広告物の看板の件なども、現状都市計画課の方で預かっておりますので、今回報告させていただくことになっているのですが、いわゆる保全対象の展望地というところは必要というか、文化財を守るというよりも、保存される文化財を活用して観光なりそういうところの発展、またまちづくりに生かすという見方と2つあると思います。

その2つについては絞れていないのですが、市としては全体を見据えて当然保存も必要だけれども、それを生かしながら政策を行う必要があるとは思いますが。

ただ、今回に関しても全くその元ができていないので答えにはなりません、いずれにせよ、両方の観点からこの文化的景観地域をしっかりと守っていくための方策を考えていかなければならないという風にも思っているところでございます。意見だけですけれども、以上です。

委員

このような委員会に初めて参加しまして、今3件の内容を聞いたのですが、頓珍漢なことを言うかもしれませんが、これら全てが保存もあるのでしょうか、営利が目的になっているものだと感じます。

ホップにしても、ラコリーナを中心とした開発をその近辺で行いたいということだと思います。ラコリーナ前のバス停についてもどこが実施されたのかは存じ上げませんが、こういう中でこの一帯を開発等で保っていこうというのはちょっとおかしいといいますか、分からない部分があります。

自身の述べていることは間違っているかもしれませんが、何か分かることがありましたら、教えていただきたいです。

委員長

バス停の件は、これはラコリーナの方が費用を出して公共のバス停を建設されました。

ただしその場所は道路沿いで民有地でありますので、その時に文化財側の指導や意見を入れて、その建物・施設の景観との調和であったり、それから外来種の樹木を植えたりしないといった意見はちゃんと受け入れて造っていただいているという状況です。

まりラコリーナは、バス停を便利にしようという目的で建設されていますので、これ自体が営利に直接結びついているわけではないです。

ただし、他の2件についてはこの案件とは別の面があることは事実であります。事務局から何か答えられる点がありましたら、お願いします。

事務局

上手くお答えすることは出来ないかもしれませんが、一応生活面はそのまま維持していただいて景観を保っていただいているというのが重要文化的景観の中であって、今回のような開発事項が挙がってきた際に、対処をどうするべきかという点も含めて、担当課で対応をしておりますが、具体的な内容のあるものがバス停だけであり、残りの2件については、この状況であれば営利目的という形になってくる部分もあるだろうと思います。  
このような開発案件が挙がってきた際に、担当課としては重要文化的景観の保全における内容を逸脱しないようになんとか持っていきたいなという風に考えております。質問の意図と答えがずれたかもしれませんが、そのような形で現在まで動いている状況であります。

委員

提案は出てきているのですが、根本的に業者の方の方で、当該地が文化的景観として重要な地域であり、そういうところをどういう風に捉えてどう生かそうとされているのか、というような考え方とか、姿勢がどういうふうにあるのかな、という点をまず知りたいと思いました。  
自身の知り合いの中でデザインをするだとか、そういった分野に関わる先生なども存じ上げているのですが、何か新しく考えたり作ったりする際に、この場所が本当にどういう場所なのかっていうのをしっかり議論しながらアイデアを生み出していくというよりも、先ほど商売といった話もありましたが、やはりどうしたら人の目を引いて、人が集まりそうかというような点を重視されているところがあるのではないかと、感じたところがありました。  
そういう中で、例えばホップの件にしても、本来ホップの適地を調べてみると乾燥していて、冷涼な場所が良いということや、もし支柱などを使用する場合、風が強い地域には向いていないのではないかと思います。それらを本当に生産ベースでしっかり収穫して、何らかの商品を生み出すというように、持続的にうまく土地を使っていくという発想でやっているのであればまだ良いと思いますが、そういった部分をどのくらい検討されているのだろうかというような点も少し気になるので、そのあたりについて、もし事務局の方でご存じのことがあったら教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

現時点では、今仰られたように、土地の使い方の状況をどうするかということを全体的に捉えた内容で担当課の方はお受けしているわけではなく、個別案件で聞き及んだ、もしくは計画が挙がってきている内容を今回委員会の報告の中で説明させていただいている次第です。  
その上で、ここが重要文化的景観であるという内容については、案件が挙がった段階で再度事業者側に説明を行い、ご認識いただくという形は取っております。その後どのように進めていくかという具体的な計画になった際に、なるべくと言いますか、活用という方向になったとしても重要文化的景観の許せる範囲内で何とかしてほしいという風に収めようとしているのが、担当課としての対応です。

委員 どうしても個別の案件に対して色々見ていくという手続きになるとは思いますが、もう少しその前提となる根本的な考え方とか、将来どういう土地にしていきたいのか、重要文化的景観としてどういうことを大事にして、どう生かそうとしているかといったところを、ぜひしっかり聞いていただくような機会も創出してもらえるとありがたいなと思いました。

事務局 分かりました。

委員長 ありがとうございます。  
先程委員が申し上げられたように、確かにホップは冷涼な気候が好ましいので、オーストラリアであれば一番南の端の北海道ぐらいの気候のところ、タスマニアですが、そこが最大の産地です。  
それから、イギリスの方はイングランドの南の方にありまして、ロンドンの南側の方ですけれども、その辺の気候も北海道より緯度は北ですから、確かにご指摘のように冷涼な気候に適している作物だろうと思います。  
私は、様々なケースで事務局の方が判断に迷われた時に若干のコメントをしているのは、重要文化的景観というのは従来の生業と生活がそこで維持できるという状態ですので、例えばその地域での一般的な考え方に基づいた農業なら農業、で特別の施設ではないというのが望ましい、それから急激な変化は重要文化的景観のスキームには含みませんので、全く変化がないというわけにはいかないのですが、それらは周囲と調和の取れた変化のうちに収まるべきだろうというようなことは事務局には申し上げます。  
そのため、そういった方向で議論はしていただいていると思いますが、なかなか難しいこともありますので、もう少しはっきりとしたガイドラインが必要だということであれば、改めて委員会に諮っていただけると良いかと思います。  
他にいかがでしょうか。

委員長 それでは次の報告事項に移ります。報告事項3「近江八幡市屋外広告物条例」の追加事項について」ということです。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告事項（3）「近江八幡市屋外広告物条例」の追加事項について説明いたします。資料4の25～27ページをご覧ください。

当市の重要文化的景観地区は、令和３年１月に策定された「重要文化的景観「近江八幡の水郷」保存活用計画書」において、「保存及び活用の基本方針」として、水郷景観の維持が位置付けられています。

また、令和２年３月に施行された「近江八幡市屋外広告物条例」および規則では、屋外広告物の表示・掲出の許可に関する地域を定めるとともに、各地域等に応じた基準を設定しています。地域は２５ページにあるように、第１種から第５種地域に分かれているほか、条例第９条第７項にて「市長は前５項に掲げる地域（第１種から第５種）のうち、広告物等の表示又は設置について、地域又は場所の特性に応じ、特別な地域（以下「特別地域」という。）を指定することができる。」とあり、２５ページ中の赤で色付けがされている箇所が特別地域に該当します。

対象となる区域は、重要伝統的建造物群保存地区のほか、ヨシ産業等の生業や内湖と共生する住民生活と深く結びついて形成された文化的景観の保全を図るため、水郷計画区域及び歴史文化風景計画区域のうち西の湖を含む一部の区域などが指定されており、重要文化的景観「近江八幡の水郷」選定地区は、この地域にほぼ含まれています。このことから、同地区の景観が維持されている状況ですが、特別地域から一部外れている箇所があり、特にラコリーナや景観地域付近を走る県道２６号線沿道には、２６～２７ページのように景観を阻害する屋外広告

そのため、令和６年５月頃に県道２６号線沿道の特別地域から外れている箇所について、エリアの拡大、範囲の変更を検討いただくため、都市計画課長宛に意見書を提出し、令和６年１０月に開催された「近江八幡市風景づくり委員会」において審議された結果、「条例制定から約５年が経過することから、当該エリア以外も含め規制区域等の見直しを検討すること」という意見を付された上で、範囲の変更が認められた状況であります。

ただし、現状県道２６号線沿道に設置されている広告物は、すぐに撤去されるというわけではなく、何年間かの経過措置を設けたのち、次に更新を行う際に除却といった何らかの対応を事業者にとってもらう形となります。

以上で、報告事項（３）についての説明を終わります。

委員長

広告物の特別地域というのが拡大されたということですが、しばしばありますが、既存不適格として現状設置されている看板はしばらく残りますので、すぐはなくなるという状況のようです。

何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。大変ご苦勞様ですが、これは良い方向だと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

委員長

それでは報告事項の４番目、「近江八幡市重要文化的景観選定地区ヨシ地保全事業補助金について」ということです。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告事項（４）令和５年度事業「近江八幡市重要文化的景観選定地区ヨシ地保全事業補助金」について説明いたします。資料５の２８～３０ページをご覧ください。

重要文化的景観「近江八幡の水郷」で象徴的なヨシ原では、ヨシ産業の衰退や所有者の高齢化などにより生産放棄地が増加し、生産活動によるヨシ群落の景観や、琵琶湖固有の生態系の維持が困難な状況に直面しています。景観を維持するためには、年間約20Haの広域な保全活動を行う必要がありますが、ヨシ原の大半は個人所有地であり、広域での活動は非常に難しく、地域間での調整が必要不可欠となります。また、専門的な知識を有しないボランティア等による手刈りの場合、作業範囲は非常に少なくなり限定されてしまいます。

そのため、近江八幡市では令和5年度に「重要文化的景観選定地区ヨシ地保全事業補助金交付要綱」を制定し、その内容に基づき、景観地区内のヨシ地全域のうち、生産放棄地等の広域でヨシ刈り・ヨシ焼きといった保全作業を行うヨシ育成の知識・技術を備えた地域調整の出来る団体への支援事業を行いました。具体的には、HP等で公募を行い、審査の結果決定した1団体に対し、備品（刈取刃付トラクター）の購入費を補助するというものです。実際に購入されたトラクターが28ページ、ヨシ刈りやヨシ焼きを実施されている様子は29～30ページのような状況です。

団体は、機械を利用することで年間約20Haに対する保全活動を実現しており、この事業を今後10年間継続することで、重要文化的景観選定地区の美しいヨシ原の景観や固有な生態系の維持のほか、ヨシ産業の次世代への継承、観光産業への寄与を目指しています。

団体の方々からは、本事業によるトラクター購入によって機械の利用に対する安心感が生まれ、保全活動に対する士気が高まったといった声を頂戴しています。

ただし、現在でもヨシ原の中には舟でしか渡ることが出来ず、トラクターなどの機械の入れない土地も存在しています。そのため、手刈り作業を行う人手も必要であり、今後も人材の確保や育成が課題となってくることが予想されます。今回の支援事業は1回限りであり限定的ですが、補助を行った団体以外にも、景観地区内でヨシ原の維持、ヨシ産業の再興などに取り組まれている地域の方々などがいらっしゃることから、そういった方々との情報共有や、魅力の発信、支援の在り方などを継続して検討していくべきだと考えております。

以上で、報告事項（4）についての説明を終わります。

委員長

ありがとうございます。何かご質問等ございませんでしょうか。  
実際にこの補助を受けて、事業を行っている団体というのは何名ぐらいで構成されていますか。

事務局

円山町と白王町、旧安土町でそれぞれヨシ、ヨシ原の維持をしていただいている方が集まった団体となっておりますので、30名以上はいらっしゃるかなと思います。

委員長

ありがとうございます。その他何かご質問等ありましたら、お願いします。

オブザーバー  
（文化庁）

この方法で刈られたヨシというのは、やはり職人さんが手刈りしたもののようには使えないのでしょうか。その刈り取られたヨシはどうなるのかなと思いました。

事務局

手刈りとの違いはやはり外向けに使うものと、それから内向きで使うものの差に出てくるという風に聞いております。で、例えば葎簾ですとか、屋根材という形であれば、今回の機械刈りというのは有効であるという風に伺っておりますけれども、もっときめの細かいヨシ、例えば家などの室内で使用するものであるとか、そういうものについては、手刈りである方が良いという風には伺っております。

そうしますと、今回の機械刈りで使用していただくとすると、繰り返しになりますが、葎簾や屋根材が主なものであろうというふうに思っています。それから、いわゆる使わないヨシも刈り取ってしまって、それで燃やしてしまうという作業もできるので、そういう点においても機械などは使用できるという風に思っております。

荒れたヨシはもう刈ってしまって、踏んでしまいますが、使えるヨシはもう少し丁寧に刈り取る方法があるという風に聞いております。

オブザーバー  
(文化庁)

つまり、流通させるということですね。

事務局

流通させることは非常に難しいです。

そもそもなんですけれども、先ほどありましたように 30 名ほどの方々が参加されている団体が、ヨシの耕作放棄地をこのまま放置しておくのはよくないので、自分たちで刈り取るから、何とかこういう機械購入の助成をしてほしいというのが、資金申し入れの発端でございます。

ただ、その方々ありきではいけないので、先程あったように公募という形を取った上で、その団体の方々がまずはこの土地のヨシ地を守ろうということで、刈って燃やすということをやりますと。

ただ実際に刈り取りますと、この作業でもトラクターが踏んでしまうとヨシとしても生産的価値、商品価値がなくなりますし、また商品にしようとすると今度は材料の選別など、次の作業が色々と発生してきますので、現在のところそこまでは至っておらず、あくまで景観保全のための取り組みとしての事業となっております。

委員長

いかがでしょうか。他によろしいでしょうか。

先ほどのお話にもありましたように、サステナブルな維持のためのサイクルの確立というところまでは至っていないということです。しかし、少なくともヨシ地の保護のための火入れまできちんと結びつくという作業はやっていただいているということです。

事務局

その通りであります。

委員長

他に何かご質問などございますでしょうか。  
そうしますと次は報告事項の５番目、「その他報告事項」ですが、事務局の方から何かありますか。

事務局

事務局といたしましては、特にございません。

#### 6) その他 連絡事項

委員長

では、次第に沿っていくと、その他連絡事項というものもありますが、こちらは何かありますか。

事務局

こちら、特にございません。

委員

本日、清見寺の本堂と船大工小屋の現地を見せていただいたのですが、その時に感じた課題を少しお話しさせていただきます。  
白王町の集落を見た時に、治山事業が実施されていて、それが結構大掛かりな工事になって景観眺望全体的に大きな影響を及ぼしそうだと思ったのですが、あのような大きい事業については、他の地域のこういった重要文化的景観の整備・検討委員会の中でも議題として挙がっていたり、それが景観にどのような影響を及ぼしうるかというチェック確認とその中で取りうる現実的な工法の中で、影響を最小化するような方策を皆さんで考えるであったりとか、場合によってはアドバイザー制度を活用されているところもあります。  
そういった形で極力いろんな公共事業も含めて、景観への影響を最小化していくような取り組みを積み重ねていく必要があると思います。  
そういった中で白王町の治山事業は、かなり気になりましたので、こういう整備活用検討委員会の中でも議論していった方が良いのではないかなというようなことを感じました。意見として述べさせていただきます。

委員長

ありがとうございます。

オブザーバー  
(文化庁)

よろしいでしょうか。  
文化庁としても同じことを思っておりまして、今回気になったのはやはり白王集落の急傾斜地の整備についてです。  
これは影響も大きいですし、ぜひこういった場で丁寧な議論していただきたいですし、移動中には景観に影響が少ない方法を模索して下さったというふうにはお伺いしましたがけれども、もっと良い方法があったのかなというふうに正直に思ったりしたところです。  
そういった点も踏まえて、委員の方々のお力をぜひお借りできれば良いかと思えます。  
また、自身がもしかしたら委員会を欠席していたのかもしれませんが、前回の委員会に出席した際には、ヴォーリズ病院について相当に議論していたという風に記憶しています。私が最後に出席したのはそういうシーンでした。  
ヴォーリズ病院についてももう既に建設が終わっていて共用されていて、隣接する駐車場の話もあったと思うのですが、それも恐らく整備されているという状況にありまして、あれだけやはり議論してきたもののフォローアップですとか、病院についてはその活用についても議論がなされましたので、そういった状況を現地でお伺いするというような機会もあっていいのかなとも思いました。景観の様々な事柄についても、引き続きフィードバックというかあれば良いのではないかなというふうに思いましたので、一言申し上げます。

委員長

ありがとうございます。本日の2大報告事項以外でも、何かそういったご意見やお話がありましたら、ご発言をお願いします。

委員

近江八幡市の中でヨシ松明を使った伝統行事があって、そういったときに使われるヨシの調達場所ですとか、実際どういう風にそういった技術などを含め伝統が伝承され、受け継がれていくのかといった観点も併せてみていけると良いのではないかと思います。今後、ヨシと密接に関わるヨシ松明などの伝統行事についても、委員会の中で考えていく形を検討いただければと思います。

委員長

ありがとうございます。  
また次回以降に、その辺りの内容についてご報告いただけたらと思います。  
滋賀県の方からは、何かございますでしょうか。

オブザーバー  
(滋賀県)

滋賀県の方でも、時期に関係なく来年度以降予定されている工事などの把握に努めておりますので、その中で文化的景観、近江八幡市もそうですし他市町についても事業の把握・相談などをより徹底していきたいと考えております。  
また、それぞれの市町でも景観の委員会を開催し、委員の方々の意見を伺うことによって、少しでも良い形で事業と文化的景観が共存できるという形に持っていけるかと思います。  
近江八幡市は今回、久しぶりの委員会開催ですね。今後も個別に委員の方々と相談などをされることもあるかと思いますが、全体的に意見を交わすということは大事でありますし、今日はその一歩として非常に意義があったのかなと思っております。委員の皆様も、ありがとうございました。

委員長

その他、よろしかったでしょうか。  
そうしましたら、一応次第にある議事は一通り終えております。  
進行へのご協力、ありがとうございました。  
事務局に司会をお返しいたします。

#### 7) 閉会

事務局

金田委員長におかれましては、円滑な議事進行ありがとうございました。  
また、委員の皆さん並びに文化庁調査官永井様、滋賀県文化財保護課の細川様におかれましては、長時間に渡りまして、慎重かつ活発なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。  
今後とも近江八幡市の重要文化的景観の保存活用のため、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。  
これをもちまして、令和6年度第1回重要文化的景観保存活用検討委員会を閉会させていただきます。  
本日はありがとうございました。